

○ 財務省告示第二百七十七条
平成二十四年七月二十五日より施行する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の発行条件等を次のように定む。

國庫短期財務証券（第二百九十七回）

二 一 発行令
の法律發行號名稱及び記

条項及び根柢拠

四 三 二 一 発行令
發行方法 用振替法の適 条項及び根柢拠

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平、第十項、第に」金号法
る参て札發によ下競争は受けるも昭和二十九年
も加、と行の者財同一発行に付けるも昭和二十二年
にご務時といふ。日本銀行の法律第一項十一項
よと大にいふ。競争して行とどく。並六項
るに臣行う。以下入行とどく。平並六項
發応がわく。札わする。の法律第一項十成年、法
行募各れ及札わする。の法律百項、三十に法財政
へ限國るび価れ。の法律第三百項、同三条第
以度債入価格とる。そ規三十第條第年別融
下額市札格競い入の定。法第十五号。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	発	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	込 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格 行	入 価 ・ 别 債 札 格	決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 八 千 九 二	万 額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 千 七 十 兆	円 面 五 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 六 百 一 三	金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 二 万 千	額 万 額	応 額 市 。 ら み	争 市
五 十 九 二	で 円 で	募 の 場 そ の	入 場
十 一 千 百	千 二	額 範 特 の う	札 特
円 億 円 七	七 兆	を 囲 別 応 ち	發 別
六 十 二	百 三	割 内 参 募 応	行 参
千 二	二 千	り に 加 額 募	「 加
百 億	十 二	当 お 者 を 価	と 者
五 六	一 百	て い ご 順 格	い 。
十 千	億 七	る て と 次 の	う 第
八 四	九 十	。 各 の 割 高	。 I
万 百	千 六	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位					
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行					
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 還 額	還 期 限	入 債 競	債 札 市	格 競 價	格 日					
平 成 二 十 四 年 七 月 二 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受け た 者	日 本 銀 行 額 百 円 支 金 額 を と き 払 は に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円	額 面 金 支 金 額 を 償 還 年 、 期 付 の 業 業 日 日	償 還 債 ・ 期 限 競 I	行 債 別 札 格 競 價 加 場	當 成 し 、 年 九 月 二 十 五 日	十 八 錢 三 厘 百 五 毛 上 の そ れ ぞ れ 九 九 九	額 面 金 百 厘 百 圓 上 の そ れ ぞ れ 九 九 九	額 面 金 百 厘 百 圓 上 の そ れ ぞ れ 九 九 九	十 八 錢 三 厘 百 五 毛 上 の そ れ ぞ れ 九 九 九	額 面 金 百 厘 百 圓 上 の そ れ ぞ れ 九 九 九	十 八 錢 三 厘 百 五 毛 上 の そ れ ぞ れ 九 九 九	額 面 金 百 厘 百 圓 上 の そ れ ぞ れ 九 九 九
財務大臣から平成十四年七月二十五日までに支払はれた金額を記載する。また、その金額は五百円以上で、そのうち一百円未満の場合は、その金額を記載する。									この記載法は、五百円未満の場合は、その金額を記載する。				